

特定非営利活動法人  
やんばる花街道観光協会  
入会のご案内



特定非営利活動(NPO)法人やんばる花街道観光協会は、沖縄本島北部の豊富な観光資源を活用し、観光産業を発展させ、本島北部地域経済の自立と活性化を目的に設立されました。

当協会は観光施設を繋ぐ主要道路を「やんばる花街道」と位置付け、点在する観光資源の保護と整備を行い、観光客の誘致活動を行っております。

特定非営利活動法人やんばる花街道観光協会へご入会、ご支援をお願い申し上げます。

## 入会内容

- ご入会いただいた会員様へ定期的に行われる活動のご案内を差し上げます。(街道沿いへ花の植栽、清掃などのボランティア作業を行っております)
- やんばるの観光地の案内やイベント、お得なキャンペーン情報などタイムリーな情報をお届けいたします。
- 会員間の交流や会員の情報発信活動をお手伝いいたします。
- 当協会が企画するイベントや集会へご招待いたします。

## 会 員 規 約

(種別)

第1条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の趣旨に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(事業年度)

第2条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(総会)

第3条 この法人の総会は、正会員をもって構成し、通常総会は毎年1回開催する。

(入会)

第4条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第5条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

正会員（個人・団体）		賛助会員（個人・団体）1口あたり	
(1) 入会金	10,000円	(1) 入会金	なし
(2) 年会費	10,000円	(2) 年会費	30,000円

(会員の資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第7条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第9条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(守秘義務)

第10条 この法人の活動に参加する中で知りえた機密情報に関しては、第三者に対して開示・漏洩してはならない。

(情報の取り扱い)

第11条 この法人は、申込書・アンケート等にて入手した会員情報を厳重に保管し、正当な理由がある場合を除いて第三者に会員情報を開示しない。

以上

ご入会の申込、お問い合わせは

〒905-2263 沖縄県名護市字安部236番地3

特定非営利活動(NPO)法人 やんばる花街道観光協会 事務局

電話 0980-55-8710